



なお、通知方法については、現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書によるものとする。

（４）著しく短い工期の禁止について（第２０条の２）

改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことを踏まえ、変更契約においても、変更後の契約が通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることを禁止することとする。

（５）その他、規定の整備を行うもの。

２ 建設工事請負契約書等の改正内容

（１）建設工事請負契約書等の記載事項について

改正建設業法において、契約書に記載すべき事項に「工事を施工しない日又は時間帯を定めるときはその内容」が追加されたため、建設工事請負契約書等に「工事を施工しない日」及び「工事を施工しない時間帯」を追加することとする。

３ 施行期日

令和２年１０月１日から施行する。

なお、令和２年９月３０までに締結した契約については、従前の例によることとする。

（公共工事入札管理室）